

久喜市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則
久喜市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則（平成24年久喜市規則第
52号）の一部を次のように改正する。

第1条第4号中「第15条第1項」を「第14条第1項」に改める。

第2条第2項中「別記様式第5の第2面から第6面まで」を「別記様式第5の
第2面から第5面まで」に改める。

様式第1号中「（非住宅部分に係る部分に限る。）」を削り、「別記様式第5
の第2面から第6面」を「別記様式第5の第2面から第5面」に改める。

様式第2号中「（非住宅部分に係る部分に限る。）」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。